

神奈川県緊急消防援助隊応援等実施計画

令和5年4月
神奈川県

神奈川県緊急消防援助隊応援等実施計画

目 次

第1章 総則	
第1 目的	1
第2 用語の定義	1
第2章 神奈川県大隊等の編成	
第3 県内ブロック	1
第4 情報連絡体制等	2
第5 県大隊等の編成	3
第6 指揮体制等	4
第7 出動基準及び集結場所等	4
第3章 県大隊等の出動	
第8 出動準備及び出動可能隊数の報告	5
第9 出動準備の解除の連絡	5
第10 県大隊等の出動	5
第11 迅速出動	6
第12 緊急消防援助隊の車両表示	7
第13 集結場所への集結完了	7
第14 進出拠点への進出	7
第15 高速自動車国道等の通行	7
第16 情報共有	8
第17 進出拠点到着	8
第18 現地到着	8
第4章 現場活動	
第19 神奈川県大隊本部の設置	9
第20 活動時における無線通信運用及び情報収集	9
第21 各隊の保有資機材等	9
第22 日報	9
第5章 後方支援活動	
第23 後方支援本部の設置	9
第24 後方支援中隊の任務等	10
第25 神奈川県の支援体制	10
第6章 活動終了	
第26 県大隊等の引揚げ	10
第27 帰署(所)報告	10
第7章 活動報告等	
第28 活動結果報告	11
第8章 その他	
第29 指揮支援の応援	11
第30 航空部隊の応援	11
第31 水上中隊の応援	11
第32 消防本部等における事前準備	11
第33 細部要領	11
資料等	
資料1 用語の定義	13
資料2 神奈川県内消防機関緊急連絡先一覧	15
資料3 応援出動時連絡先一覧	17
資料4 神奈川県緊急消防援助隊登録部隊編成表	20
資料5 神奈川県統合機動部隊の編成	21
資料6 神奈川県エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成	22
資料7 神奈川県NBC災害即応部隊の編成	23
資料8 神奈川県土砂・風水害機動支援部隊の編成	24
資料9-1 神奈川県大隊等の出動対象都道府県等一覧【別表A-1】	25
資料9-2 神奈川県大隊等の出動対象都道府県等一覧【別表A-2】	26
資料9-3 神奈川県大隊等の出動対象都道府県等一覧	27
資料10-1 神奈川県大隊の標準的な隊編成【土砂・風水害】	28
資料10-2 神奈川県大隊の標準的な隊編成【地震・国家的な非常災害】	29
資料11 神奈川県大隊無線通信体制	30
資料12 神奈川県総合防災センター防災備蓄資機材リスト	31
資料13 応援可能資機材一覧(後方支援中隊を除く)	33
資料14 備蓄消火剤等一覧表	34
別紙第1 神奈川県大隊の編成(出動可能隊数・出動隊数)	35
別紙第2 神奈川県大隊・各部隊指揮体制	36
別紙第3 緊急消防援助隊出動部隊連絡票	38
別紙第4 公務徒事車両証明書	40
要請要綱別記様式2-1 出動可能隊数報告の求め及び出動準備依頼	
要請要綱別記様式2-2 出動可能隊数・出動隊数の報告	
要請要綱別記様式2-3 出動準備の解除連絡	
要請要綱別記様式3-1 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示	

神奈川県緊急消防援助隊応援等実施計画

第 1 章 総則

(目的)

第 1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年消防法第 74 号。以下「要請要綱」という。）第 39 条の規定に基づき、緊急消防援助隊神奈川県大隊、神奈川県統合機動部隊、神奈川県エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC 災害即応部隊、神奈川県土砂・風水害機動支援部隊（以下「県大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、神奈川県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

(用語の定義)

- 第 2 代表消防機関は、横浜市公安局とする。
- 2 代表消防機関代行は、代行順位 1 位川崎市消防局、代行順位 2 位相模原市消防局とする。
- 3 この計画において、用語の定義は資料 1 に定める。

第 2 章 神奈川県大隊等の編成

(県内ブロック)

第 3 県大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部を表 1 のとおりブロック分けするものとする。

表 1

ブロック	地区名	消防本部名	地区幹事消防機関
第一ブロック	横浜	横浜市公安局	横浜市公安局
	湘南	藤沢市公安局、平塚市公安局、茅ヶ崎市消防本部、大磯町消防本部、二宮町消防本部	藤沢市公安局
		川崎	川崎市消防局
第二ブロック	三浦半島	横須賀市公安局、鎌倉市消防本部、逗子市消防本部、葉山町消防本部	横須賀市公安局
	相模原	相模原市消防局	相模原市消防局
第三ブロック	県央	厚木市消防本部、大和市消防本部、秦野市消防本部、伊勢原市消防本部、座間市消防本部、海老名市消防本部、綾瀬市消防本部、愛川町消防本部	相模原市消防局 厚木市消防本部
		小田原市消防本部、箱根町消防本部、湯河原町消防本部	小田原市消防本部
	県西		小田原市消防本部

- (2) 各地区幹事消防機関は地区内消防本部の出動可能隊数を取りまとめ、各ブロック長に有線FAXで報告するものとする（別紙第1）。
- (3) 各ブロック長は、ブロック内消防本部の出動可能隊数を取りまとめ、県及び代表消防機関に有線FAXで報告するものとする（別紙第1）。
- (4) 県は、各消防本部の出動可能隊数を取りまとめ、各消防本部に神奈川県防災行政通信網で連絡するものとする（別紙第1）。

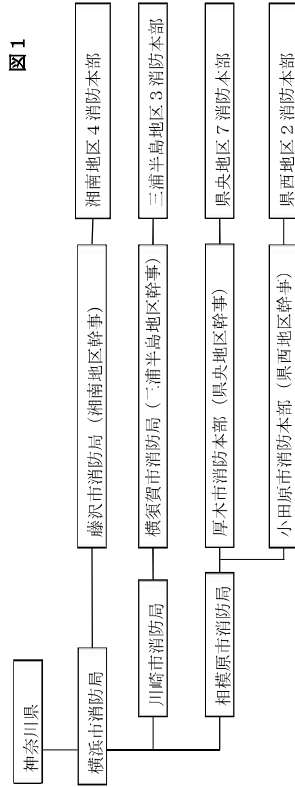
（県大隊等の編成）

- 第5 神奈川県警の登録隊は、資料4のとおりとする。
- 2 神奈川県警の編成は、緊急消防援助隊に登録された小隊から、被災地において行う応援等に必要な小隊等を、第3章第8節各項に規定する出動可能隊数の報告に基づき選定するものとする。
- 3 土砂・風水害災害等における神奈川県大隊の標準的な編成は、資料10-1のとおりとする。ただし、各消防本部の災害対応状況及び被災地において行う応援等を考慮し調整は可能とする。
- 4 地震災害等における神奈川県大隊の標準的な編成は、資料10-2の特別編成陸上隊を除いた部隊のとおりとする。ただし、各消防本部の災害対応状況及び被災地において行う応援等を考慮した調整は可能とする。
- 5 国家的な非常災害における神奈川県大隊の標準的な編成は、資料10-2の特別編成陸上隊を含めた部隊のとおりとする。ただし、各消防本部の災害対応状況及び被災地において行う応援等を考慮した調整は可能とする。
- 6 大隊は、県単位の編成とする。
なお、神奈川県大隊長は、代表消防機関の横浜市消防局の職員をもって充てるものとし、代表消防機関が出動できない場合は、代行順位により代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。
- 7 中隊は、ブロック単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「第〇ブロック中隊（又は消火中隊等）」と呼称するものとする。
- 8 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「〇〇小隊（又は各消防本部の呼出し名称）」と呼称するものとする。
- 9 後方支援中隊は、県又はブロック単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。
- 10 統合機動部隊は、資料5のとおり編成するものとする。
なお、神奈川県統合機動部隊長は、代表消防機関の横浜市消防局の職員をもって充てるものとする。
- 11 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、資料6のとおり編成し、神奈川県エネルギー・産業基盤災害即応部隊と呼称するものとする。
なお、神奈川県エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、横浜市消防局の職員をもって充てるものとする。

- 2 ブロック長、ブロック長代行を次のとおりとする。
第一ブロック ブロック長 横浜市消防局 ブロック長代行 藤沢市消防局
第二ブロック ブロック長 川崎市消防局 ブロック長代行 横浜賀市消防局
第三ブロック ブロック長 相模原市消防局 ブロック長代行 厚木市消防本部
- 3 ブロック長の任務は、次のとおりとする。また、ブロック長代行は、ブロック長が出動できない場合に、ブロック長の任務を代行する。
（1）出動に係るブロック内の連絡及び調整
（2）後方支援活動に係るブロック内の連絡及び調整
（3）その他必要な事項
（情報連絡体制等）

第4 応援出動時における連絡体制については、次に掲げるとおりとする。

情報連絡系統は、原則として図1のとおりとする。



- 2 応援出動時における各消防本部の連絡先は、資料2のとおりとする。
- 3 応援出動時における関係機関の連絡先は、資料3のとおりとする。
- 4 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時には消防救急デジタル無線主運用波6（県内共通波）、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。
なお、補完的な連絡手段として、LINE WORKSや電子メールを活用し、確実な連絡を行うものとする。
- 5 神奈川県は、各消防本部に同一内容の連絡を一言に行う場合には、神奈川県防災行政通信網により行うものとする。
- 6 第3章第8節各項に規定する出動可能隊数及び同章第10節に規定する出動隊数は図1の情報連絡系統により県及び代表消防機関に、次のとおり報告するものとする。
（1）各地区内消防本部は、各地区幹事消防機関に有線FAXで報告するものとする。（別紙第1）

12 NBC災害即応部隊は、資料7のとおり編成し、横浜市消防局NBC災害即応部隊、川崎市消防局NBC災害即応部隊及び相模原市消防局NBC災害即応部隊と呼称するものとする。

なお、NBC災害即応部隊長は、各部隊が属する消防本部の職員をもって充てるものとする。

13 土砂・風水害機動支援部隊は資料8のとおり編成し、神奈川県土砂・風水害機動支援部隊と呼称するものとする。

なお、神奈川県土砂・風水害機動支援部隊長は、代表消防機関の横浜市消防局の職員をもって充てるものとする。

(指揮体制等)

第6 神奈川県大隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊（以下「県大隊等」という。）の指揮体制は、別紙第2のとおりとする。

2 受援都道府県内での連絡体制は、運用要綱別記様式1のとおりとする。

3 神奈川県大隊長は、神奈川県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、神奈川県大隊の活動を指揮するものとする。

4 神奈川県統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動を指揮するものとする。ただし、神奈川県大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動を指揮は、神奈川県大隊長が被災地に到着するまでの間とする。

5 神奈川県エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動を指揮するものとする。

6 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動を指揮を行うものとする。

7 神奈川県土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動を指揮するものとする。

8 中隊長は、神奈川県大隊長の管理の下に小隊の活動を管理するものとする。

9 小隊長は、中隊長の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。

(出動基準及び集結場所等)

第7 神奈川県大隊の出動基準、第一次出動都道府県及び出動準備都道府県並びに集結場所は、資料9-1から9-3のとおりとする。

第3章 県大隊等の出動

(出動準備及び出動可能隊数の報告)

第8 資料9-1「別表A-1」及び資料9-2「別表A-2」に定める災害が発生し、神奈川県に属する緊急消防援助隊が出動準備を行う対象となっている場合、各消防本部は、直ちに第2章第4節第6項により出動可能隊数の報告を行うとともに、神奈川県は、消防庁からの出動可能隊数の求めを待つことなく、直ちに消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。

2 神奈川県は、資料9-3に定める出動対象地域で、土砂・風水害等の災害が発生し、消防庁から要請要綱別記様式2-1により出動準備を求められた場合は、各消防本部に対して出動準備を求めるとする。この場合において、各消防本部は出動準備を行うとともに、速やかに第2章第4節第6項により出動可能隊数の報告を行うとともに、神奈川県は、速やかに消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。

3 神奈川県は、代表消防機関と協議の上、資料10-1及び10-2の標準的な隊編成に基づき、消防庁へ報告できるものとする。ただし、報告した部隊規模に大幅な増減が生じた場合は、変更後の隊編成について、再度、消防庁へ報告するものとする。

4 神奈川県は、消防庁から出動準備の求めがない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、出動可能隊数を調査し消防庁に報告するものとする。

(出場準備の解除の連絡)

第9 神奈川県は、消防庁から要請要綱別記様式2-3等により、出場準備の解除の連絡を受けた場合は、前節第1項及び第2項の規定に基づき出場準備を依頼した各消防本部に対し、出場準備の解除を連絡するものとする。

(県大隊等の出動)

第10 神奈川県知事は、消防庁長官から要請要綱別記様式3-1により出動の求め又は指示を受けた場合は、第3章第8節各項により報告された部隊に基づき、出動する小隊等を代表消防機関と調整し、各消防本部に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

2 各消防本部は、前項の規定に基づく出動の求め又は指示を受けた場合は、速やかに各小隊を出動させるとともに、第2章第4節第6項により出動隊数を報告するものとする。

3 神奈川県は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。

4 代表消防機関は、県大隊等の集結場所及び集結時間を決定し、神奈川県及び各ブロック長に対して連絡するものとし、各ブロック長は情報連絡系統を通じてブロック内消防本部に対して連絡するものとする。

5 神奈川県大隊長は、災害が発生し、出動の求め又は指示を受けた場合は、概ね1時間以内に神奈川県統合機動部隊を出動させるとともに、後続する神奈川県大隊の円滑

な活動に資するため、次に掲げる任務を指示し、神奈川県大隊及び後方支援本部に対して報告させるものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 被災地での道路状況、活動場所、任務、必要な隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。
- (4) 被災地における通信の確保に関すること。
- (5) 初期消火、救助及び救急活動に関すること。
- (6) 航空消防活動の支援に関すること。
- (7) 宿営場所の設置に関すること。

6 神奈川県大隊は、神奈川県統合機動部隊の出動に引き続き、直ちに出勤するものとする。

なお、神奈川県大隊長は、後方支援小隊等の出動準備又は進出に時間を要する部隊については、別に集結場所及び集結時間を指定して出動させることができるものとする。

7 各小隊を出動させた消防本部は、別紙第3に必要事項を記載し、神奈川県及び代表消防機関に対し、有線FAXで報告するものとする。

(迅速出動)

- 第11 迅速出動に係る神奈川県大隊の編成は、資料10-2のとおりとする。
- 2 迅速出動に係る区分は資料9-1及び9-2のとおりとする。
- 3 迅速出動に該当する事案が発生した場合、各消防本部は速やかに出動準備を行うとともに、出動可能隊数をとりまとめ、第2章第4節各項により報告するものとする。
なお、既に出動した場合、出動隊数を報告するものとする。
- 4 迅速出動に該当する事案が発生した場合、前項に定めるもののほか、各消防本部は次のとおり対応するものとする。
 - (1) 神奈川県統合機動部隊は、地震発生後、概ね1時間以内に出動するものとする。
 - (2) 神奈川県大隊は、神奈川県統合機動部隊の出動に引き続き、直ちに出勤するものとする。

なお、後方支援小隊等の出動準備又は進出に時間を要する部隊については、後統の部隊として速やかに出勤するものとする。

5 迅速出動に該当する事案が発生した場合、神奈川県は、速やかに消防庁等から情報収集を行うとともに、各消防本部との情報共有に努めるものとする。

6 県内で震度6強以上の地震が発生した場合は、アクションプランに基づく場合を除き、原則として出動しないこととする。また、県内で震度5強以上6弱以下の地震が発生した場合は、迅速出動を一時保留し、神奈川県は、県内の被害状況を勘案し消防庁と調整を図るものとする。

(緊急消防援助隊の車両表示)

第12 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

(集結場所への集結完了)

第13 神奈川県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、土砂風水害機動支援部隊長(以下「県大隊長等」という。)又はブロック中隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

2 後方支援本部は、前項の内容及び消防庁及び神奈川県に対して報告するものとする。

3 各消防本部の出動部隊の代表者は、集結場所を管轄する消防本部へ、別紙第3を提出するものとする。

4 集結場所を管轄する消防本部は、出動部隊から提出された別紙第3を県大隊長へ提出するものとする。

5 NBC災害即応部隊は集結場所に集結せず、直接、進出地点に出動する。

(進出地点への進出)

第14 県大隊長等は進出地点に応じた出動ルートを決し、消防庁、消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)及び後方支援本部に対して報告するものとする。

2 被害状況等により出動途上に進出地点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

3 県大隊長等又はブロック中隊長は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出地点へ進出するものとする。

- (1) 被災地の被害概要
- (2) 県大隊等の活動地域及び任務
- (3) 県大隊等の進出地点及び出動ルート
- (4) その他必要な事項

(高速自動車国道等の通行)

第15 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 被災地への出動途上等で道路交通法第39条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。
- (2) 緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中は帰還(所)途上である旨を申し出て、別紙第4を提出するものとする。
- (3) 緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時及び車両登録番号等を記入して提出するものとする。
- (4) 名刺を提出した場合、後日、神奈川県を通して消防庁へ公務従事車両証明書を出すものとする。

(情報共有)

第 16 県大隊等は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について各部隊間で情報共有に努めるものとする。

(進出拠点到着)

第 17 県大隊等は、進出拠点到着後、速やかに県大隊名、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。

なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

2 進出拠点が高速自動車国道等のインターチェンジ等の場合は、県大隊長等（NBC 災害即応部隊長は除く。）のみが先行して前項の任務を行い、無線等により県大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

第 18 県大隊等は、応援先市町村到着後、速やかに県大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 神奈川県大隊本部を設置する場合は、その位置
- (6) 使用無線系統
- (7) 地利及び水利の状況
- (8) 燃料補給場所
- (9) その他活動上必要な事項

2 統合機動部隊長が神奈川県大隊長を兼ねる場合は、後続する県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が神奈川県大隊長の職務に就くものとする。

なお、統合機動部隊長が、神奈川県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。

3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する神奈川県大隊が被災地に到着後は、神奈川県大隊に帰属し、神奈川県大隊長の指揮の下、神奈川県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第 4 章 現場活動

(神奈川県大隊本部の設置)

第 19 神奈川県大隊長は、神奈川県大隊長を本部長とする神奈川県大隊本部を設置するものとする。

2 神奈川県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。

3 神奈川県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。

4 神奈川県大隊長は、被害状況及び神奈川県大隊の活動を記録（動画及び静止画によるものを含む。）する要員を配置するものとする。

(活動時における無線通信運用及び情報収集)

第 20 活動時の無線通信運用体制は、資料 11 のとおりとする。ただし、調整本部又は指揮支援本部から別に指示があった場合は、その指示に従うものとする。

2 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的にを行い、消防庁、被災地都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

(各隊の保有資機材等)

第 21 保有資機材及び備蓄消火薬剤等は、資料 12～14 のとおりとする。

(日報)

第 22 県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式 2 により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第 5 章 後方支援活動

(後方支援本部の設置)

第 23 県大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

2 後方支援本部長は、代表消防機関の長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。

3 本部長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。

4 後方支援本部長は、神奈川県及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるとする。

5 後方支援本部は、県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 消防庁、指揮支援（部）隊長、県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整
- (2) 県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整

(3) 県大隊等の活動記録の集約

(4) 県及び各消防本部に対する県大隊等の活動状況に関する情報提供

(5) 県大隊等に対する災害に関する情報提供

(6) 必要な資機材等の手配及び提供

(7) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整

(8) 後方支援に関する神奈川県との調整

(9) その他必要な事項

(後方支援中隊の任務等)

第 24 後方支援中隊は、神奈川県大隊長の指揮の下、神奈川県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、別に定める要領により活動するものとする。

(神奈川県への支援体制)

第 25 神奈川県は、緊急消防援助隊の派遣に際し、後方支援本部と連携した支援体制の確保に努めるものとする。

第 6 章 活動終了

(県大隊等の引揚げ)

第 26 指揮支援部長から引揚げの連絡があった際、県大隊等は、被災地における活動を終了するものとする。

2 県大隊等は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

(1) 県大隊等の活動概要 (時間、場所、隊数等)

(2) 活動中の異常の有無

(3) 隊員の負傷の有無

(4) 車両、資機材等の損傷の有無

(5) その他必要な事項

(帰署 (所) 報告)

第 27 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署 (所) 後、神奈川県及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。

2 神奈川県は、県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署 (所) 後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第 7 章 活動報告等

(活動結果報告)

第 28 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署 (所) 後、神奈川県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式 5 により、速やかに活動報告を行うものとする。

2 神奈川県は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式 5 により、速やかに活動報告を行うものとする。

第 8 章 その他

(指揮支援の応援)

第 29 統括指揮支援隊及び指揮支援隊に係る応援等については、横浜市消防局、川崎市消防局及び相模原市消防局が別に定めるものとする。

2 航空指揮支援隊に係る応援等については、横浜市消防局及び川崎市消防局が別に定めるものとする。

(航空部隊の応援)

第 30 航空部隊に係る応援については、横浜市消防局及び川崎市消防局が別に定めるものとする。

(水上中隊の応援)

第 31 水上中隊に係る応援については、横浜市消防局及び川崎市消防局が別に定めるものとする。

(消防本部等における事前準備)

第 32 各消防本部等は、神奈川県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

2 各消防本部等は、後方支援資機材、食糧等の整備に努めるものとする。

(細部要領)

第 33 この計画に定めるほか、応援出動時の詳細事項については、代表消防機関と協議の上、別に細部要領を定めるものとする。

附 則

この実施計画は、平成 17 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

この実施計画は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この実施計画は、平成 21 年 3 月 2 日から施行する。

用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等」に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日付け消防第9号策定)をいう。	
3	運用要綱	「緊急消防援助隊運用要綱(平成16年3月28日消防第19号)」をいう。	
4	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年3月31日消防第74号)」をいう。	
5	アクションプラン	基本計画第4章に基つき、長官が別に定めた出動に係る計画、具体的には「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」、「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」をいう。	
6	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
7	地区	神奈川県消防長会で定めた地区をいう。	
8	地区幹事消防機関	地区の連絡及び調整を行う消防(局)本部をいう。なお、当該消防機関が所管する市町が被災し、任務を行うことが困難な場合は、この限りではない。	
9	被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部をいう。	要請要綱第2条(2)
10	指揮本部	被災地消防本部の指揮所をいう。	要請要綱第2条(3)
11	指揮者	被災地に係る市町村長 又はその委任を受けた消防長をいう。	要請要綱第2条(4)
12	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援調整本部をいう。	法第41条の2
13	調整本部長	調整本部の長。神奈川県知事をもって充てる。	法第44条の2の3
14	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第5条
15	都道府県大隊本部	都道府県隊の活動管理、後方支援等を行うため、都道府県隊長が設置する本部をいう。	運用要綱第28条
16	後方支援本部	出動した前隊の円滑な後方支援を実施するため、代表消防機関に設置する本部をいう。	運用要綱第13条
17	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節1(1)
18	指揮支援部隊隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)
19	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
20	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第2節3
21	都道府県大隊指揮隊	被災地における都道府県大隊の指揮を行うことを任務とする隊をいう。	基本計画 第2章第3節1
22	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節2
23	エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節3
24	NBC災害即応部隊	NBC災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節4
25	土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節5

附 則

この実施計画は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この実施計画は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この実施計画は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この実施計画は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この実施計画は、令和2年3月30日から施行する。ただし、資料4及び資料10は同年4月1日から施行する。

附 則

この実施計画は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この実施計画は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この実施計画は、令和4年3月30日から施行する。

附 則

この実施計画は、令和5年4月1日から施行する。

ブロック	地区	名称	連絡窓口(昼間)	電話			FAX	e-mail アドレス	住所	
				NTT	防災行政通信網					
			" (夜間)	IP/市内スマホ	閉域スマホ	NTT				
—	—	神奈川県 くらし安全防災局	消防保安課	045-210-3436	3429、3430	3583、3584	IP/市内スマホと 同番号*2	045-210-8829	fm0313.n9f@pref.kanagawa.lg.jp	231-8588 横浜市中区日本大通1
			指令情報室	045-210-3456	3400、3401	3501、3502	IP/市内スマホと 同番号*2	045-201-6409	higaihokoku.393@pref.kanagawa.lg.jp	
第一ブロック	横浜	横浜市消防局	警防課	045-334-6712	2012	3011	IP/市内スマホと 同番号*1	045-334-6710	sy-keibo@city.yokohama.lg.jp	240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9
			司令課	045-334-6412				045-331-5221	sy-shirei@city.yokohama.lg.jp	
	藤沢市消防局	警防課	0466-22-8182	2072	3071	IP/市内スマホと 同番号*2	0466-22-8184	fj-keibou@city.fujisawa.lg.jp	251-8601 藤沢市朝日町1-1	
		消防救急課	0463-21-3240	2051	3051	IP/市内スマホと 同番号*2	0463-24-0119	kyukyu@city.hiratsuka.lg.jp	254-8686 平塚市浅間町9-1	
	平塚市消防本部	情報指令課	0463-21-3240	2051	3051	IP/市内スマホと 同番号*2	0463-24-0119	kyukyu@city.hiratsuka.lg.jp	254-8686 平塚市浅間町9-1	
		消防救急課	0467-85-9945	2092	3091	IP/市内スマホと 同番号*2	0467-85-1112	fire_keibou@city.chigasaki.lg.jp	253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	
	茅ヶ崎市消防本部	指令情報課	0467-85-4591	2092	3091	IP/市内スマホと 同番号*2	0467-85-1112	fire_keibou@city.chigasaki.lg.jp	253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	
		通信指令室	0463-61-0911	2220	3223	IP/市内スマホと 同番号*1	0463-61-7412	s-keibou@town.oiso.lg.jp	255-0003 中郡大磯町大磯1075	
	大磯町消防本部	通信指令室	0463-61-0911	2220	3223	IP/市内スマホと 同番号*1	0463-61-7412	s-keibou@town.oiso.lg.jp	255-0003 中郡大磯町大磯1075	
		消防署	0463-72-0015	2230	3233	IP/市内スマホと 同番号*1	0463-72-0117	firedept2@town.kanagawa-ninomiya.lg.jp	259-0131 中郡二宮町中里711-1	
二宮町消防本部	消防署	0463-72-0015	2230	3233	IP/市内スマホと 同番号*1	0463-72-0117	firedept2@town.kanagawa-ninomiya.lg.jp	259-0131 中郡二宮町中里711-1		
	情報機器室	0463-72-0015	2230	3233	IP/市内スマホと 同番号*1	0463-72-0117	firedept2@town.kanagawa-ninomiya.lg.jp	259-0131 中郡二宮町中里711-1		
第二ブロック	川崎	川崎市消防局	警防課	044-223-2606	2020	3023	IP/市内スマホと 同番号*1	044-223-2619	84keibou@city.kawasaki.lg.jp	210-8565 川崎市川崎区南町20-7
			指令課	044-223-2645				044-223-2654	84sirei@city.kawasaki.lg.jp	
	横須賀市消防局	指令課	046-822-0119	2042	3041	IP/市内スマホと 同番号*2	046-823-3920	ii-fb@city.yokosuka.lg.jp	238-8550 横須賀市小川町11番地	
		指令情報課	0467-44-0119	2062	3061	IP/市内スマホと 同番号*2	0467-44-5551	sirei@city.kamakura.lg.jp	247-0056 鎌倉市大船3-5-10	
	鎌倉市消防本部	指令情報課	0467-44-0119	2062	3061	IP/市内スマホと 同番号*2	0467-44-5551	sirei@city.kamakura.lg.jp	247-0056 鎌倉市大船3-5-10	
		通信指令室	046-871-0119	2102	3346	IP/市内スマホと 同番号*1	046-872-4330	honsho@city.zushi.lg.jp	249-0005 逗子市桜山2-3-31	
逗子市消防本部	通信指令室	046-871-0119	2102	3346	IP/市内スマホと 同番号*1	046-872-4330	honsho@city.zushi.lg.jp	249-0005 逗子市桜山2-3-31		
	消防署	046-876-0119	2200	3203	IP/市内スマホと 同番号*1	046-876-1263	shobosho@town.hayama.lg.jp	240-0112 三浦郡葉山町堀内2050-10		

*1 防災行政通信網の有線系が断絶した場合は、地域衛星ネットワーク経由の通話不可
*2 防災行政通信網の有線系が断絶した場合は、太文字及び下線の番号のみ地域衛星ネットワーク経由の通話が可能

26	特別編成陸上隊	国家的な非常災害において、国家的な非常災害以外の災害における出動隊とは別に、派遣元消防本部の消防力を維持するための補充体制を整えた上で特別に編成する隊をいう。	
27	集結場所	都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー→産業基盤災害即応部隊及び土石砂風水害機動支援部隊が、被災地へ向かう前に集結する都道府県内又はその周辺の場所をいう。	運用要綱第21条(1)
28	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む。)をいう。	運用要綱第2条(15) 運用要綱第21条(2)
29	受援編組	緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。	運用要綱第2条(6)
30	応援都道府県	緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。	運用要綱第2条(7)
31	第一次出動都道府県大隊	大規模災害又は特殊災害が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する都道府県大隊をいう。	基本計画 第4章2(1)
32	出動準備編組都道府県大隊	第一次出動都道府県大隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を待たず、速やかに応援出動の準備を行う都道府県大隊をいう。	基本計画 第4章2(2)
33	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行って、災害発生時、災害等の規模が当該条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じた出動することをいう。	要請要綱第2条(17)
34	国家的な非常災害	災害対策基本法第105条第1項に基づき内閣総理大臣が「災害緊急事態」の有告を発する趣旨で基本な被害を伴う災害であり、消防組織法第41条第5項に基づき消防庁長官が緊急消防援助隊の出動のために必要な措置を取るよう指示をすることとなる災害をいう。官制直下地震や南海トラフ地震などの災害をいう。	
35	陸上隊	航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
36	NBC災害	政令第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。	政令第1条
37	部隊移動	法第44条の規定に基づく消防庁長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(21)
38	資料編	神奈川県緊急消防援助隊応援計画(資料編)をいう。	

応援出動時連絡先一覧表（県・国・代表消防機関・航空隊）

【主要関係機関】

区分	名称	時間帯別	連絡要請窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク		消防防災無線電話			
				電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX		
県・代表消防機関等	神奈川県	昼間	消防保安課	045-210-3436	045-210-8829	014-400-3429、3430		14-9722			
		夜間	指令情報室	045-210-3456	045-201-6409	014-400-3400、3401					
	代表	横浜市消防局	昼間	警防部警防課	045-334-6713	045-334-6710	014-700-10-721	014-700-10-720			
			夜間	警防部司令課	045-332-1351	045-331-5221					
	(代行)	川崎市消防局	昼間	警防部警防課	044-223-2606	044-223-2619	014-300-21-48441	014-300-21-48499			
			夜間	警防部指令課	044-223-2645	044-223-2654	014-300-21-48633	014-300-30-4			
	(代行)	相模原市消防局	昼間	警防課	042-751-9140	042-786-2472	014-557-1				
			夜間	指令課	042-751-9111	042-751-9284					
	国	総務省消防庁		昼間	広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7537	048-500-90-49013	048-500-90-49033	120-90-49013	120-90-49033
		夜間	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90-49102	048-500-90-49036	120-90-49102	120-90-49036		
陸上部隊 県大隊 第一次出動航空小隊	千葉県	主管課	千葉県	昼間	危機管理課災害対策室	043-223-2175	043-222-1127	012-500-7320	012-500-7298	500-7320	500-7298
		夜間	危機管理課情報通信管理室	043-223-2178	043-222-5219	012-500-7225	012-500-7110	500-7225	500-7110		
		代表消防	千葉市消防局	昼間	警防部警防課	043-202-1612	043-202-1654	012-101-800-3111	012-101-800-3109	101-800-3111	101-800-3109
		夜間	ちば消防共同指令センター	043-223-1831	043-202-1678	012-101-800-3690	012-101-800-3669	101-800-3690	101-800-3669		
		航空隊	千葉市消防局	昼間	警防部警防課	043-202-1612	043-202-1654	012-101-800-3111	012-101-800-3109	101-800-3111	101-800-3109
		夜間	ちば消防共同指令センター	043-223-1831	043-202-1678	012-101-800-3690	012-101-800-3669	101-800-3690	101-800-3669		
	東京都	主管課	東京都	昼間	総合防災部防災対策課	03-5388-2456	03-5388-1260	013-100-70671	013-100-70013	13-70671	13-70013
		夜間	夜間防災連絡室	03-5388-2459	03-5388-1958	013-100-70349	013-100-70023	13-70349	13-70023		
		代表消防	東京消防庁	昼間	警防部警防課	03-3212-2258	03-3213-1476	9503-013-601-9501-3545	013-601-9501-6704	9506-7511	
		夜間									
		航空隊	東京消防庁	昼間	警防部警防課	03-3212-2258	03-3213-1476	9503-013-601-9501-3545	013-601-9501-6704	9506-7511	
		夜間									
	山梨県	主管課	山梨県	昼間	消防保安課	055-223-1430	055-223-1429	019-200-2538	019-200-2519	19-2538	19-2529
		夜間	消防保安課(県庁宿直室経由)	055-223-1269	055-223-1858		019-200-2535				
		代表消防	甲府地区広域(事)	昼間	警防課	055-222-1190	055-222-2119	019-213	019-213	9-220-1-036	9-220-2-036
		夜間	指令課	055-222-1190	055-222-2119						
		航空隊	山梨県	昼間	消防防災航空隊	0551-20-3601	0551-20-3603	019-416(417)			
		夜間	消防保安課(県庁宿直室経由)	055-223-1430	055-223-1858	019-200-2538	019-200-2535	19-2538	19-2529		
	静岡県	主管課	静岡県	昼間	消防保安課	054-221-2073	054-221-3327	022-100-2073	022-100-6250	22-32	22-26
		夜間	防火当直	054-221-2072	054-221-3252	022-100-2072					
		代表消防	静岡市消防局	昼間	警防部警防課	054-280-0162	054-280-0168	022-176-6010	022-176-6080		
		夜間	警防部指令課	054-280-0120	054-280-0128						
		航空隊	静岡県	昼間	消防防災航空隊	054-261-4483	054-261-4761	022-137-9000	022-137-8001		
		夜間	県庁防災当直	054-221-2072	054-221-3252	022-100-2072	022-100-6250				
		航空隊	静岡市消防局	昼間	消防航空隊	054-267-3019	054-267-3022	022-176-6010	022-176-6080		
		夜間	警防部指令課	054-280-0120	054-280-0128						
		航空隊	浜松市消防局	昼間	警防課	053-475-7531	053-475-7539	022-179-6010	022-179-6080		
		夜間	情報指令課	053-475-7552	053-472-1198						

※ 地域衛星通信ネットワークを使用する際、川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」を押してから発信

ブロック	地区	名称	連絡窓口(昼間)	電話			FAX	e-mail アドレス	住所	
				NTT	防災行政通信網					
			(夜間)	IP/庁内スマホ	開線スマホ	地域衛星通信ネットワーク				
第三ブロック	県央	相模原市消防局	指令課	042-751-9111(代)	2030、2031、2032	3034	IP/庁内スマホと同番号*2	042-751-9284	sirei@city.sagamihara.lg.jp	252-0239 相模原市中央区中央2-2-15
		厚木市消防本部	警防課	046-221-2331	2130	3133	IP/庁内スマホと同番号*1	046-224-5370	lg6400c@city.atsugi.lg.jp	243-0003 厚木市寿町3-4-10
			指令課						lg6450c@city.atsugi.lg.jp	
		秦野市消防本部	警防課	0463-81-0119	2120	3123	IP/庁内スマホと同番号*1	0463-83-0022	f-keibou@city.hadano.lg.jp	257-0031 秦野市曾屋757
			情報指令課						f-sirei@city.hadano.lg.jp	
		大和市消防本部	警防課	046-261-1119	2145	3141	IP/庁内スマホと同番号*1	046-264-8327	sh_keibo@city.yamato.lg.jp	242-0018 大和市深見西4-4-6
			指令課						sh_shire@city.yamato.lg.jp	
		伊勢原市消防本部	警防救急課	0463-95-2119	2152	3151、3152	IP/庁内スマホと同番号*1	0463-97-2158	keibou-kyukyu@city.isehara.lg.jp	258-1131 伊勢原市伊勢原3-32-20
			情報指令係						keibi@city.isehara.lg.jp	
		海老名市消防本部	警防課	046-231-0355	2162	3162(開庁時) 3164(閉庁時)	IP/庁内スマホと同番号*1	046-234-7541	syobo-keibo@city.ebina.lg.jp	243-0411 海老名市大谷816
			警備課							
		座間市消防本部	警防課	046-256-2211(代)	2170	3173	IP/庁内スマホと同番号*1	046-256-2215	keibou@city.zama.lg.jp	252-0011 座間市相武台1-48-1
消防管理課指令係							syoubou@city.zama.lg.jp			
綾瀬市消防本部	消防総務課	0467-76-0119	2190	3193	IP/庁内スマホと同番号*1	0467-77-9200	wm.762113@city.ayase.lg.jp	252-1107 綾瀬市深谷中1-4-30		
	消防署管理担当						wm.760119@city.ayase.lg.jp			
愛川町消防本部	警防班	046-285-3131	2322	3321	IP/庁内スマホと同番号*2	046-285-9119	syoubou@town.kanagawa-aiikawa.lg.jp	243-0301 愛甲郡愛川町角田286-1		
	通信班									
県西	小田原市消防本部	情報司令課	0465-49-4410	2080	3083	IP/庁内スマホと同番号*1	0465-49-2591	keibokei@city.odawara.lg.jp	256-0813 小田原市前川183-18	
	箱根町消防本部	消防署	0460-82-4511	2292	3291	IP/庁内スマホと同番号*1	0460-87-0911	shoubousho@town.hakone.lg.jp	250-0404 足柄下郡箱根町宇下467-1	
		通信指令室						sirei@town.hakone.lg.jp		
湯河原町消防本部	警防課	0465-60-0119	2310	3313	IP/庁内スマホと同番号*1	0465-63-7669	syokeibo@town.yugawara.lg.jp	259-0303 足柄下郡湯河原町土肥1-5-22		
		情報指令小隊					tsuushin@town.yugawara.lg.jp			

*1 防災行政通信網の有線系が断絶した場合は、地域衛星ネットワーク経由の通話不可

*2 防災行政通信網の有線系が断絶した場合は、太文字の番号のみ地域衛星ネットワーク経由の通話が可能

区分	名称		時間 帯別	連絡要請窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク		消防防災無線電話		
					電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX	
陸上部隊 出動準備 県大隊	宮城県	主管課	宮城県	昼間	消防課	022-211-2374	022-211-2398	004-220-8-2374	004-220-8-2398	04-82374	04-82398
		夜間	防災センター	022-211-2140		004-220-8-2140		04-82374	04-82140		
		代表消防	仙台市消防局	昼間	警防部警防課	022-234-4280	022-234-4280	004-621-2320	004-621-2319		
		夜間	警防部指令課	022-234-1111	022-234-2364	004-621-2350	004-621-2339				
		航空隊	宮城県	昼間	防災ヘリコプター管理事務所	0223-24-0741	0223-24-0872	001-010-8816-234-12557			
		夜間	航空隊長公用携帯	090-6787-6588		001-010-8816-234-12558					
	秋田県	主管課	秋田県	昼間	総合防災課	018-860-4565	018-824-1190	005-100-100569	005-100-100600	05-11	05-52
		夜間									
		代表消防	秋田市消防本部	昼間	警防課	018-823-4243	018-823-9006	005-201-474	005-201-410		
		夜間	指令課	018-823-4265	018-823-7214	005-201-399	005-201-340				
		航空隊	秋田県	昼間	消防防災航空隊	018-886-8103	018-886-8105	005-100-110511			
		夜間									
	山形県	主管課	山形県	昼間	消防救急課	023-630-2227	023-633-4711	006-800-1205	006-800-1502	06-511	06-500
		夜間	宿日直管理室	023-630-2754							
		代表消防	山形市消防本部	昼間	警防課	023-634-1197	023-631-7320	006-744-901	006-744-950		
		夜間	通信指令課	023-634-1198							
		航空隊	山形県	昼間	消防防災航空隊	0237-47-3275	0237-47-3277	006-800-6-603-1	006-800-6-603-8		
		夜間	緊急連絡用携帯	090-1494-1816							
	福島県	主管課	福島県	昼間	消防保安課	024-521-7190	024-521-9829	007-201-2629	007-201-5625	07-61	07-60
		夜間	担当携帯	080-6028-8970							
		代表消防	福島市消防本部	昼間	警防課	024-534-9102	024-534-0310	007-270-02	007-270-10		
		夜間	通信指令課	024-534-0119			007-270-01				
		航空隊	福島県	昼間	消防防災航空センター	0247-57-3000	0247-57-3500	007-333-02	007-333-10		
		夜間	隊長用携帯	090-6258-0836							
	富山県	主管課	富山県	昼間	消防課	076-444-3188	076-432-0657	016-111-3364	016-111-2827	16-3364	16-2827
		夜間	宿直室	076-444-3187			016-111-3363				
		代表消防	富山市消防局	昼間	警防課	076-493-4872	076-493-4018	016-501-242	016-501-268		
		夜間	通信指令課	076-493-4141	076-493-4011						
		航空隊	富山県	昼間	防災航空センター	076-495-3080	076-495-3066	016-111-80-41-9-10	016-111-80-41-10		
		夜間									
	長野県	主管課	長野県	昼間	消防課	026-235-7182	026-233-4332	020-231-5205	020-231-8739	20-212	20-241
		夜間									
		代表消防	長野市消防局	昼間	警防課	026-227-8002	026-228-6398	020-202-8-124	020-202-76		
		夜間	通信指令課	026-226-0119	026-228-6398	020-202-8-160					
		航空隊	長野県	昼間	消防防災航空センター	0263-85-5511	0263-85-5513	020-554-21	020-554-76		
		夜間									
	岐阜県	主管課	岐阜県	昼間	消防課	058-272-1122	058-271-4119	021-400-730	021-400-725	21-670	21-679
		夜間	災害情報集約センター	058-272-1034					21-671		
		代表消防	岐阜市消防本部	昼間	指令課	058-262-8151	058-268-8155	021-418-2-2531	021-418-719		
		夜間									
		航空隊	岐阜県	昼間	防災航空センター	058-385-3772	058-385-3774	021-650-701	021-650-719		
		夜間	消防航空隊長公用携帯	090-1091-1924							
	愛知県	主管課	愛知県	昼間	消防保安課	052-954-6141	052-954-6894	023-600-2539	023-600-4694	23-2539	23-4694
		夜間	宿日直室	052-954-6844	052-954-6895	023-600-5250	023-600-4695	23-5250	23-4695		
		代表消防	名古屋消防局	昼間	消防部消防課	052-972-3557	052-951-8463	023-700-6300	023-700-5555		
		夜間	消防部指令課	052-972-3534	052-953-0119						
		航空隊	愛知県	昼間	防災航空隊	0568-29-3121	0568-29-3123	023-200-31	023-200-11		
		夜間									
航空隊	名古屋消防局	昼間	消防部消防課	052-972-3557	052-951-8463	023-700-6300	023-700-5555				
夜間	消防部指令課	052-972-3534	052-953-0119								

※ 地域衛星通信ネットワークを使用する際、川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」を押してから発信

区分	名称		時間 帯別	連絡要請窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク		消防防災無線電話		
					電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX	
陸上部隊 出動準備 県大隊	茨城県	主管課	茨城県	昼間	消防安全課	029-301-2896	029-301-2887	008-100-2896	008-100-2887	08-2896	08-2898
		夜間	防災・危機管理課(宿直担当)	029-301-2885	029-301-2898	008-100-2885	008-100-2898	08-2885	08-2898		
		代表消防	水戸市消防本部	昼間	消防救助課	029-221-0111	029-221-0147	008-510-8402	008-510-8451		
		夜間		029-221-0111	029-221-0147						
		航空隊	茨城県航空隊	昼間	防災航空室	029-857-8511	029-857-8501	008-120-8400	008-120-8450	08-2885	08-2885
		夜間	防災・危機管理課	029-301-2885	029-301-2898	008-100-2885	008-100-2898				
	栃木県	主管課	栃木県	昼間	消防防災課	028-623-2132	028-623-2146	009-500-7131	009-500-2146	09-7501	09-7506
		夜間									
		代表消防	宇都宮市消防局	昼間	通信指令課	028-625-5599	028-625-3001	009-651-02	009-651-01		
		夜間									
		航空隊	栃木県	昼間	消防防災航空隊	028-677-1119	028-677-0775	009-511-03	009-511-01		
		夜間	航空隊長携帯	090-1655-8475							
	群馬県	主管課	群馬県	昼間	消防保安課	027-897-2686	027-221-0158	010-300-1-2250	010-300-1-4453	10-351	10-310
		夜間									
		代表消防	前橋市消防局	昼間	通信指令課	027-220-4500	027-220-4528	010-701-1400	010-701-1490		
		夜間									
		航空隊	群馬県	昼間	防災航空センター	027-265-0200	027-265-6900				
		夜間	消防保安課	027-897-2686	027-221-0158	010-300-1-2250	010-300-1-4453	10-351	10-310		
	埼玉県	主管課	埼玉県	昼間	消防防災課	048-830-8171	048-830-8159	048-830-3177	011-200-6-8159	048-830-8171	048-830-8159
		夜間	システム管理室	048-830-8111	048-830-8119	048-830-8111	011-200-6-8119				
		代表消防	さいたま市消防局	昼間	警防部警防課	048-833-7944	048-833-7201	011-704-5512	011-704-5095		
		夜間	警防部指令課	048-833-5000	048-833-1237	011-704-5321	011-704-5390				
		航空隊	埼玉県	昼間	防災航空センター	049-297-7810	049-297-7906	011-701-300	011-701-95		
		夜間									
	新潟県	主管課	新潟県	昼間	消防課	025-282-1664	025-282-1667	015-401-20-6442	015-401-20-6497	15-11	15-11
		夜間	警備員室(宿日直経由)	025-285-5511			// 警備員室連絡後	// 警備員室連絡後			
		代表消防	新潟市消防局	昼間	警防課	025-288-3250	025-288-3255	015-492-2053	015-492-2049		
		夜間	指令課	025-288-3270	025-288-3275	015-492-2085	015-492-2079				
		航空隊	新潟県	昼間	消防防災航空隊	025-270-0263	025-270-0265	015-524-10	015-524-40		
		夜間	公用携帯(隊長)	090-8943-9409							
	北海道	主管課	北海道	昼間	危機対策課	011-204-5009	011-231-4314	011-210-22-577	011-210-22-586	01-11	01-11
		夜間									
		代表消防	札幌市消防局	昼間	警防部消防救助課	011-215-2060	011-271-0610	001-235-3-2060	001-235-4-3070		
		夜間	警防部指令課	011-215-2080	011-261-9119	001-235-3-2080	001-235-4-3080				
		航空隊	北海道	昼間	防災航空室	011-782-3233	011-782-3234	001-210-3-9898	001-210-3-9899	01-11-39-897	01-11-39-897
		夜間	防災航空室	011-782-3233	011-782-3234						
	青森県	主管課	青森県	昼間	消防部消防救助課	0133-62-4119	011-271-0632	001-235-3-2060	001-235-4-3070		
		夜間	警防部指令課	011-215-2080	011-261-9119	001-235-3-2080	001-235-4-3080				
		代表消防	青森市消防局	昼間	消防保安課	017-734-9087	017-722-4867	8-002-801-810-1-4132	002-801-6021	02-221	02-229
		夜間	消防保安課(宿直室に転送)								
		航空隊	青森県	昼間	警防課	017-775-0854	017-775-1444	002-801-9012			
		夜間	通信指令課	017-775-0851							
	岩手県	主管課	岩手県	昼間	防災航空センター	017-729-0355	017-729-0377	002-801-810-1-5451			
		夜間									
		代表消防	盛岡地区広域(事)	昼間	総合防災室	019-629-5556	019-651-2175	003-111-22-5556	003-111-22-5174	03-38	03-40
		夜間	警防課	019-626-7402	019-651-9916	003-414-1					
		航空隊	岩手県	昼間	通信指令課	019-622-0119	019-626-4016	003-414-2	003-414-9		
		夜間	防災航空センター	0198-26-5251	0198-26-5256	003-592-1	003-592-9				
航空隊	岩手県	昼間	航空隊長公用携帯電話	090-8853-4083							
夜間											

※ 地域衛星通信ネットワークを使用する際、川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」を押してから発信

神奈川県NBC災害即応部隊の編成

消防本部名	NBC災害即応部隊指揮隊	検知・救助隊		除染隊			後方支援中隊 (後方支援小隊)		その他必要な車両				
		特殊災害対応自動車	救助工作車	大型除染システム搭載車	資機材搬送車	水槽付き消防ポンプ自動車	支援車等	燃料補給車	資機材搬送車	人員搬送車			
横浜市消防局	1	1	1	1		1	※	※	※				
川崎市消防局	1	1	1	1		1	2		1				
相模原市消防局	1	1	1	1		2				1			

23

神奈川県エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成

消防本部名	エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	特殊災害中隊					消火中隊	特殊装備中隊				通信支援小隊	後方支援小隊	水上小隊
		大容量送水ポンプ車	大型放水砲搭載ホース延長車	大型化学車	大型高所放水車	泡原液搬送車	ポンプ化学消防車	遠距離送水用ポンプ車	ホース延長車	はしご車	屈折はしご車			
横浜市消防局	○	○	○	※	※	※	○					※	※	※

※ 出動する小隊は、調整後に決定する。

22

別表A-1 震度6弱（政令市等については震度5強）以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備（第5条関係）及び迅速出動（第31条関係）の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区分	指揮支援部隊		統合機動部隊及び県大隊				航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動		出動準備		第1次出動	出動準備
			統合機動部隊	県大隊	統合機動部隊	県大隊		
★3	★4	★1		★2		★5		
I 最大震度7の地震の震央管轄都道府県※1に対する措置	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備		出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2
II 最大震度6強(東京都特別区は6弱)の地震の震央管轄都道府県※1に対する措置	震央が海域	出動準備		出動準備				出動準備
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備			出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2
III-ア 最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)の地震の震央管轄都道府県※1に対する措置	震央が海域	出動準備		出動準備				出動準備
	震央が陸域	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2		出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2				出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2
III-イ	大津波警報が発表された都道府県に対する措置	出動準備		出動準備				出動準備
IV	噴火警報(居住区域)が発表された都道府県に対する措置	出動準備						出動準備 (統括指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊に限る。)

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

※ ★にあつては27ページ《対象地域》を参照(要請要綱より抜粋)

25

資料8

神奈川県土砂・風水害機動支援部隊の編成

消防本部等名	指揮		特殊装備						後方支援										通信		土砂・風水害機動支援部隊							
	土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	津波・大規模風水害対策車(バギー)	救助小隊		特殊装備小隊		後方支援小隊		後方支援小隊										通信支援小隊									
			隊数(隊)	人員(人)	隊数(隊)	人員(人)	隊数(隊)	人員(人)	隊数(隊)	人員(人)	拠点機能形成車	支援車I型	燃料補給車	資機材搬送車	人員輸送車	支援車	隊数(隊)	人員(人)										
横浜市消防局	1	5			1	5																				7	25	
川崎市消防局					1	5	1	2																			4	11
相模原市消防局					1	6	1	3																			3	11
横須賀市消防局					1	5			1	2																	3	9
平塚市消防本部			1	5																							2	8
藤沢市消防局					1	5																					4	13
厚木市消防本部											1	3															2	5
合計	1	5	1	5	26	2	5	1	2	1	3	3	13	1	2	3	7	5	10	1	2	1	2			25	82	

※1 部隊長は、災害状況等により編成し出動するものとする。

※2 集結場所は、原則として資料9の集結場所から代表消防機関が指定する。

24

神奈川県大隊等の出動対象都道府県等一覧

《対象地域》

★1：【基本計画第2】第1次出動の対象となる都県

東京都・千葉県・静岡県・山梨県
 ★2：【基本計画第3】出動準備となる道県
 北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・富山県・石川県・福井県・岐阜県・愛知県

★3：【要請要綱別表B】

神奈川県・静岡県

★4：【要請要綱別表B】

山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県

★5：【要請要綱別表C】

茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・山梨県・静岡県

【要請要綱別表D】

北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・新潟県・富山県・福井県・長野県・岐阜県・愛知県・三重県

《県大隊の集結場所》

対象ブロック	集結場所（所在地）	主要道路	管轄消防本部
第一ブロック	横浜消防訓練センター (横浜市戸塚区深谷町)	首都高速道路 東名高速道路	横浜消防局
	代替集結場所 神奈川県消防学校 (厚木市下津古久)	東名高速道路	厚木市消防本部
第二ブロック	川崎市消防訓練センター (川崎市宮前区大蔵)	東名高速道路	川崎市消防局
	神奈川県消防学校 (厚木市下津古久)	東名高速道路 新東名高速道路	厚木市消防本部

《アクションプランに対する措置》

山形計画 ・出動対象災害	＜南海トラフ地震＞ 1 発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たす場合に適用する。 (1) 発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合 (2) 発生した地震がマグニチュード8.0以上の場合（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合） 2 上記1の条件を満たす地震が発生した場合のほか、本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官が判断した場合
応援編成計画	被害確認後応援
応援都道府県	静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、高知県、大分県、宮崎県 (応援先は長官が指示する。)
集結場所	上記《県大隊の集結場所》参照
管轄消防本部	上記《県大隊の集結場所》参照
広域進出拠点	東名高速道路 足柄S.A.下り
進出拠点	消防庁と調整本部が調整後に決定

神奈川県大隊等の出動対象都道府県等一覧【別表A-2】

別表A-2 複数の都道府県において震度6弱（政令市等については震度5強）以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備（第5条関係）及び迅速出動（第31条関係）の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区分	指揮支援部隊		統合機動部隊及び県大隊				航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動		出動準備		第1次出動	出動準備
			統合機動部隊	県大隊	統合機動部隊	県大隊		
★3	★4	★1		★2		★5		
I 最大震度7の地震の震央管轄都道府県※1に対する措置	震央が海域	出動準備	出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2	
II 最大震度6強(東京都特別区は6弱)の地震の震央管轄都道府県※1に対する措置	震央が海域	出動準備	出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2	
III-ア 最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)の地震の震央管轄都道府県※1に対する措置	震央が海域	出動準備	出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2		出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2		出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2	
III-イ	大津波警報が発表された都道府県に対する措置	出動準備	出動準備		出動準備		出動準備	

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

※ ★にあつては27ページ《対象地域》を参照（要請要綱より抜粋）

神奈川県大隊無線通信運用体制

対象範囲	使用無線チャネル等	備考
各隊間	主運用波 6 (県内共通波)	無線統制は、神奈川県大隊長が行う。
神奈川県大隊本部 ↓ 調整本部 指揮支援本部 各都道府県大隊本部	統制波 1 (全国共通波) (指揮支援部隊長)	無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。

※ 出動時における無線通信運用体制は、運用要綱第32条に基づき行うとともに、次に掲げる事項を考慮するものとする。

- 1 ただし、使用無線系統は被災地消防本部の指示に従うものとする。
- 2 全国共通波統制局は、調整本部におくものとする。
- 3 県内共通波統制局は、都道府県大隊本部におくものとする。
- 4 県内共通波の使用は、原則として都道府県大隊長と各隊長間とするが、無線運用上必要がある場合は、各隊間で使用することができるものとする。
- 5 都道府県大隊内の無線機の貸し借りにより、各隊内の無線連絡は同一の周波数で行うよう努めるものとする。
- 6 中継送水体系をとるときは、原則として同一周波数の無線をそのラインごとくに確保するものとするが、それによりかたがたかたきでも、少なくとも、筒先担当と水源担当は同一周波数の無線とするものとする。
- 6 通信は必要最小限にとどめるものとする。

神奈川県総合防災センター防災備蓄資機材リスト

資料12
令和3年4月1日現在
NO.1

区分	品目	数量	摘要	区分	品目	数量	摘要
食糧	アルパインエア	1,320		応急生活動支援用資機材	野外作業ラジオ	30	
	アルファ米	1,600			雨具	210	
	災害備蓄パン	792			ヘルメット	120	
	レトルトカレー	300			防塵メガネ	1,900	
	行動食	300			防塵マスク	2,970	
調理器具類	組立式煮炊レンジ	22		耐熱手袋	610		
	LPガスコンロ	8	セット	軍手	1,680		
	可搬式滅水機	1		水筒	260		
	ポリタンク	621		防水型懐中電灯	77		
	防災服	2,144	上下一式	ヘッドランプ	54		
	防寒着	70	上下、セット	拡声器	0		
	冬用作業服	200	上下、セット	災害組織用救急箱	45		
	カーペット	1,510	100	スコップ	659		
	毛布	2,484		缶バケツ	480		
	ロールマット	3,492		ツルハシ	218		
寝具・生活用品類	寝袋	182		ハール	115		
	簡易ベッド	101		片刃のこぎり	159		
	簡易型組立トイレ	246		ハンマー	90		
	洋式便座	3		防水シート	2,700		
	トイレレットペーパー	912	ロール数	自転車	19		
	組立式風呂	3		組立式リヤカー	19		
	暖房器具	4		一輪車	11		
	車イス	21		脚立	2		
	発電機	30		ゴムボート	2		
	防音型発電機	4		FRPボート	2		
	発電機付投光器	9		救命胴衣	51		
	投光器一式	101		毒ガス収納筒	1		
	コードリール	107		救助用ロープ	0		
	災害用天幕	112		化学防護服	2		
	大型テント	9		高圧洗浄機	5		
エアータント	9		資材搬送車	2			
ドームテント	18		水のう	3			
トランシーバー	70		混合機	4			
				消火薬剤	600		

神奈川県大隊各部隊保有資機材一覧表(後方支援中隊を除く)

表には、各消防本部が応援出動に持ち可能な資機材数を記載する。

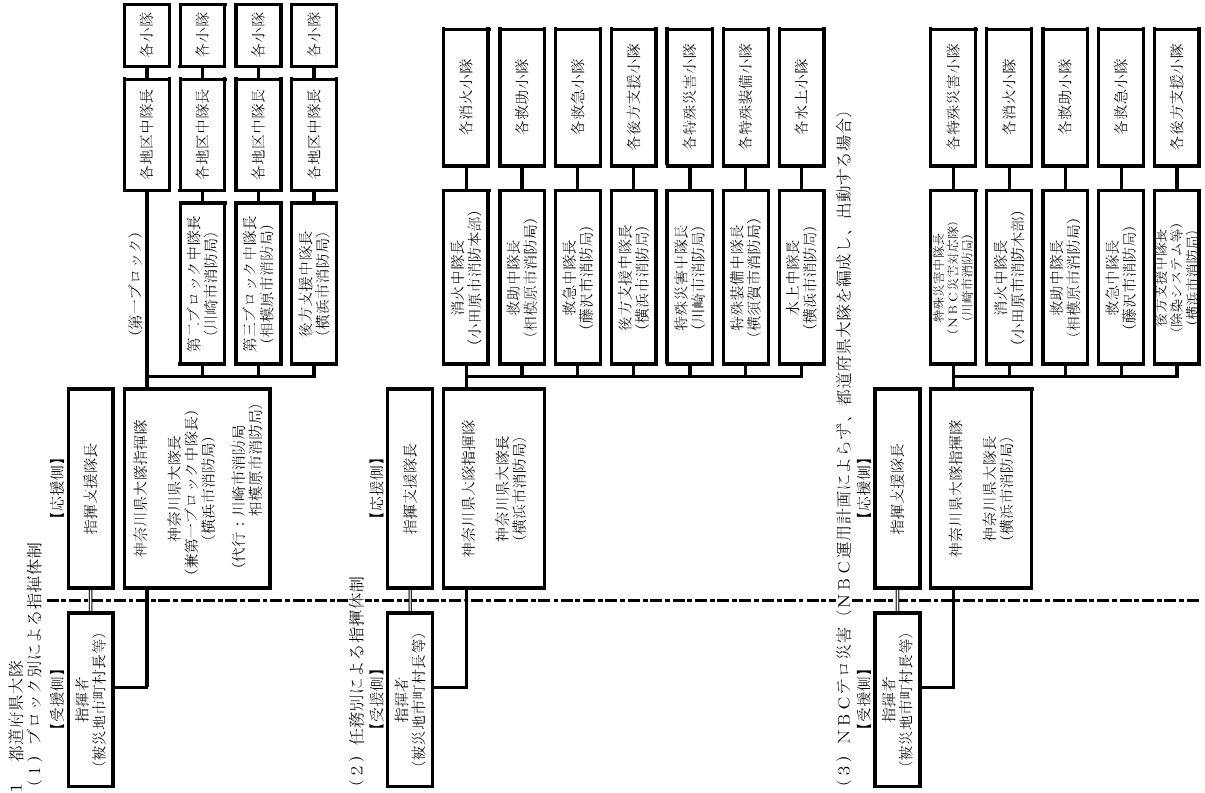
Main inventory table with columns for fire department, equipment name, and quantity. Includes departments like 横浜消防局, 川崎市消防局, etc.

33

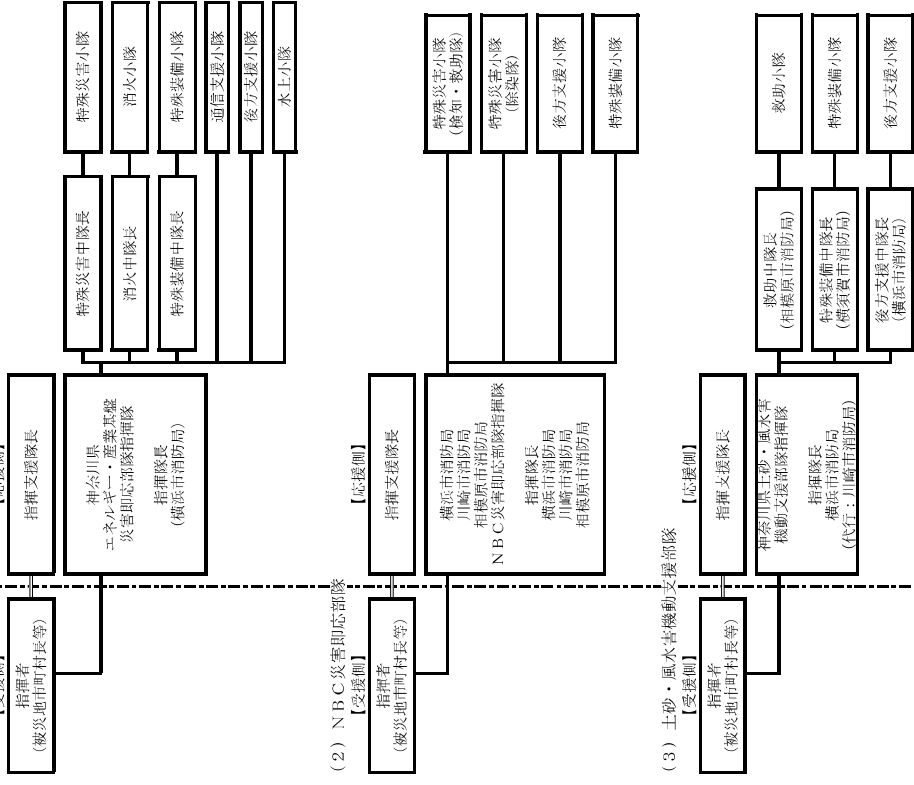
Summary table with columns: 区分 (Category), 品目 (Item), 数量 (Quantity), 概要 (Overview), 区分 (Category), 品目 (Item), 数量 (Quantity), 概要 (Overview). Includes categories like 林野資機材, 切断・破壊用具, 原子力防災, etc.

別紙第2

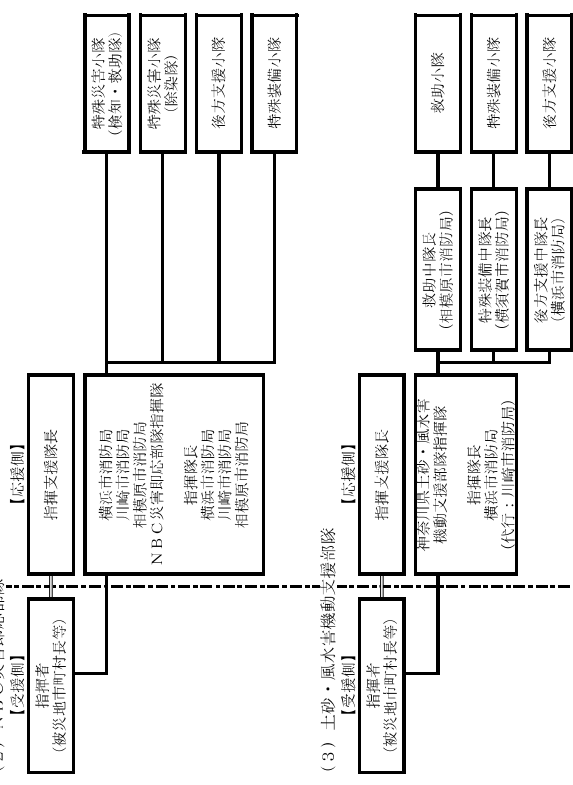
神奈川県大隊・各部隊指揮体制



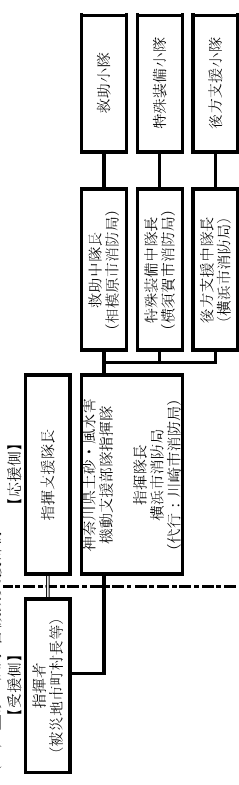
2. 各部隊
 (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊



(2) NBC災害即応部隊



(3) 土砂・風水害機動支援部隊



別記様式2-1

(第5条関係)

出動可能隊数報告及び出動準備依頼

都道府県消防防災主管部 長 殿
送付先: _____

送信時間

〇〇 年 月 日 時 分

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますが、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて**30分以内**に報告願います。
また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災害発生日時	〇〇 年 月 日 時 分	分項
災害発生場所	都道府県 市区町村	
災害名		
依頼日時 (出動可能隊数報告、出動準備)	〇〇 年 月 日 時 分	
災害の状況	原子力施設等	
原子力施設:石油コンビナートの有無	石油コンビナート等	

都道府県大隊

対象	出動可能な全隊	一部の指定した隊
編成に係る連絡事項	【隊の指定情報】	

部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

部隊名	連絡事項
統括指揮支援隊	
指揮支援部隊	
航空指揮支援隊※1	
航空部隊	
航空後方支援小隊※1	
統合機動部隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
工砂・風水害機動支援部隊	

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527
NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013
地域衛星FAX	048-500-90-49036

公務従事車両証明書

発行番号				
通行年月日	年	月	日	
道路及び区間	道路名	ICから	ICまで	
		(入口)	(出口)	
乗車責任者の職、氏名				
車両登録番号				

この車両は、消防組織法第44条に基づき緊急消防援助隊として出動する車両及び同災害に出動する消防庁車両であることを証明する。

災害名: _____ 年 月 日

発行者 職氏名 _____ 印

※発行番号は災害毎の一連番号とする。

(注1:上記様式は、簡速道路事業者等の共通様式であること。)
(注2:道路名称及び区間の表記は、努めて区間名を記入することとするが、料金所等の名称が分からないときは、「〇〇道～□□道～△△道」でも可とする。

別記様式2-2 (第5条、第9条、第36条関係)

出動可能隊数・出動隊数の報告(都道府県大隊 統合機動部隊用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式2-2(部隊用)で報告すること

可能隊数報告 〇〇年 〇月 〇日 〇時 〇分
出動隊数報告 〇〇年 〇月 〇日 〇時 〇分

消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長 殿
代表消防機動消防長 (都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

Table with columns: 災害名, 最も早く出動できる時間, 出動時間, 時分

※1 都道府県大隊長(又は統合機動部隊長)が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

※ ()内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること

Main table with columns: 隊の種類, 可能隊数, 人数, 出動隊数, 人数, 出動時間, 特殊車両内訳

高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ

【出動体制、その他特殊な装備品の情報】

連絡責任者 table with columns: 担当課室, 氏名, NTT回線電話, 地域衛星電話, NTT回線FAX, 地域衛星FAX

別記様式2-2 (第5条、第9条、第36条関係)

出動可能隊数・出動隊数の報告(部隊用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊は、別記様式2-2(都道府県大隊・統合機動部隊用)で報告すること

可能隊数報告 〇〇年 〇月 〇日 〇時 〇分
出動隊数報告 〇〇年 〇月 〇日 〇時 〇分

消防庁広域応援室長 又は 代表消防機動消防長 殿
都道府県消防防災主管部長 (都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

Main table with columns: 隊の種類, 可能隊数, 人数, 最も早く出動できる時間, 出動隊数, 人数, 出動時間, 備考(内訳)

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

※2 指揮支援隊及び航空部隊以外の出動時間は、当該部隊の指揮隊長が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

連絡責任者 table with columns: 担当課室, 氏名, NTT回線電話, 地域衛星電話, NTT回線FAX, 地域衛星FAX

別記様式2-3

(第5条関係)

出動準備の解除連絡

送信時間 〇〇年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 } 殿
消 防

--	--	--	--

消防庁広域応援室長
貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり出動準備を解除しますので通知します。

出動準備の解除日時	〇〇年 月 日 時 分
【都道府県大隊】	
【統括指揮支援隊】	
【指揮支援隊】	
【航空指揮支援隊】	
【航空小隊】	
【航空後方支援小隊】	
出動準備を解除する隊	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX
		03-5253-7552
		048-500-90-49036

別記様式3-1

(第6条、第31条関係)

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

送信時間 〇〇年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長

--	--	--	--

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	〇〇年 月 日 時 分頃
災害発生場所	都道府県 市区町
災害名	
災害の状況	原子力施設等 石油コンビナート等
出動区分	求め 指示 (求め・指示の種類: 消防組織法第44条第1項)
アクションプラン又は運用計画	適用 () 非適用
求め又は指示日時	〇〇年 月 日 時 分

都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
【隊の指定情報】		
応援先	市区町村	進出拠点

部隊 ※対象となる隊に●

部隊名	連絡事項、応援先等
統括指揮支援隊	
指揮支援部隊	
航空指揮支援隊	応援先 進出拠点
航空小隊	
航空後方支援小隊	
統合機動部隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	応援先 進出拠点
土砂・風水害機動支援部隊	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX
		03-5253-7552
		048-500-90-49036

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	
災害名	
都道府県	

1 出動状況(航空部隊を除く)

部隊名 (下段は統合機動部隊)	月日		時分		月日		時分	
	月	日	時	分	月	日	時	分
出動日時※1								
集結場所								
進出拠点								
活動開始日時								
活動終了日時								
被災地引揚げ日時								
宿営場所								

※1 出動日時:都道府県大隊又は部隊の指揮隊長が属する消防本部を出動した日時

2 航空部隊出動状況

(隊区分、機体愛称)	月日		時分		月日		時分	
	月	日	時	分	月	日	時	分
出動日時								
活動開始日時								
活動終了日時								
被災地引揚げ日時								
宿営場所								

3 救助活動状況【陸上】

	救出日時		救出場所※2	救助人数	備考※3 (合同で救助した消防機関等)
	月	日			
1				人	
2				人	
3				人	
4				人	
5				人	
			計	人	

※2 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

※3 備考:県内応援隊、〇〇県大隊と合同で救出等記入

4 救助活動状況【航空】

	救出日時		救出場所※4	救助人数	備考
	月	日			
1				人	
2				人	
3				人	
4				人	
5				人	
			計	人	

※4 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

5 救急出動状況

	搬送件数		不搬送件数		計	
	陸上	航空	件	件	件	件

6 救急搬送状況

	死亡		重傷		中等症		軽傷		その他(不明含む)		計
	陸上	航空	人	人	人	人	人	人	人	人	

7 隊員の傷病状況

	消防本部名		概要	日報
	1	2		
				参照
				参照

8 車両・資機材の損傷状況

	消防本部名		概要	日報
	1	2		
				参照
				参照
				参照
				参照

緊急消防援助隊活動報告(日報)

別記様式2(航空小隊を除く)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長等)

Main report form with columns for report date, disaster name, activity location, time, and detailed activity content including personnel counts and equipment.

別記様式1

運用要綱別記様式1

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇年 月 日 時 分 現在

消防庁

Contact table for Fire Agency (消防庁) including NTT, fire lines, and email.

現地派遣職員

Contact table for on-site dispatched staff (現地派遣職員).

〇〇都道府県

災害対策本部

Contact table for Prefecture Disaster Management Headquarters (災害対策本部).

調整本部

Contact table for Coordination Headquarters (調整本部).

政府現地対策本部

Contact table for Government On-site Management Headquarters (政府現地対策本部).

〇〇市町村

災害対策本部

Contact table for City/Town/Village Disaster Management Headquarters (災害対策本部).

指揮本部

Contact table for Command Headquarters (指揮本部).

指揮支援本部

Contact table for Command Support Headquarters (指揮支援本部).

緊急消防援助隊

陸上

Contact table for Land-based Emergency Fire Assistance Team (陸上).

Contact table for Land-based Emergency Fire Assistance Team (陸上).

航空

Contact table for Air-based Emergency Fire Assistance Team (航空).

〇〇都道府県大隊

Contact table for Prefecture Fire Station (〇〇都道府県大隊).

〇〇都道府県大隊

Contact table for Prefecture Fire Station (〇〇都道府県大隊).

フォワードベース(FB)

Contact table for Forward Base (フォワードベース(FB)).